

## 〈2〉 大学における営業秘密等保持実務に関する考察

山形大学 学術研究院 (大学院理工学研究科担当)  
産学連携推進本部 副本部長 (理事特別補佐)  
教授 **小野 浩幸**  
(特定非営利活動法人 産学連携学会 理事)

### 1. はじめに

知識経済社会における競争力強化の視点から、大学等の研究成果の産業における活用がこれまで以上に求められている。それがゆえに、大学等の営業秘密等の管理に対して従来以上にその高度化が求められている。一方で、大学は教育と研究という責務の遂行にあたって、公益の観点から公開性、透明性を求められている。同時に、多様な主体と多様な関係にあるという特殊性を有しており、秘密情報の管理を複雑にしている。

そこで、本稿では、多様な関係を整理し、それぞれの法律関係と営業秘密等保持上の課題を明らかにしたうえで、これらの課題を克服するうえでの実務上の提案をしたい。

なお、本稿では、大学が取得・保有する固有の秘密情報、営業秘密、法令等により秘密保持を求められている情報（貿易輸出管理における技術輸出を規制されている技術情報を含む）を一括して「営業秘密等」と表記する。ただし、主として産学連携に関する実務において求められている秘密保持を対象とする。秘密保持については様々な実務上の配慮・義務が求められているが、例えば、学生の個人情報、入試情報などの大学の活動に基づく秘密情報は本稿の対象としていない。

また、本稿の解釈部分は私見であり、筆者が所属する組織の見解もしくは実際の大学実務を示しているものではないことを予めお断りしておく。

### 2. 大学をめぐる環境の変化

まず、大学における営業秘密等保持について考察

するうえで、日本における国立大学の産学連携をめぐる環境がどう変化しているかについて述べる。

#### (1) 国立大学の法人化

2004年4月に国立大学が法人化された。2002年の閣議決定<sup>(1)</sup>では「競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成する」ことをその目的としている。このように、いわば一律のルールで執り行われてきたこれまでの国立大学の運営に、新たに自律と競争原理が導入されたことは、大学と企業との共同研究等にも大きな変化をもたらした。

例えば、後に詳述するように、共同研究の際に締結される契約は、従来は国が定めた一律の雛型に依っていた。しかし、法人化後は個々の国立大学法人と企業とが相対で契約条項を協議・交渉して決めるように変わった。その結果、従来はそれほど注意を払わなかった契約条項に対しても、法人化後は、双方がより注意義務を果たすようになった。そして、大学と企業の関係もより対等なものになり、契約締結時に企業からの要請が強く大学に対して出されるようになった。

#### (2) 本格的産学連携の要請

2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」<sup>(2)</sup>において、大学と企業がそれぞれの経営戦略を共有し、シーズから社会実装に至るまでの互恵関係を構築する本格的産学連携が求められることとなった。そして、その具現化の一方向として、産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍に増やすという目標が掲げられた。これらの動きを受けて、イノベーション促進産学官対話会議から2016年11月に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」<sup>(3)</sup>が出された。そこでは、本格的な共同研

究に向けて、従来のどちらかといえば大学教員と企業研究者との個人的な関係を基盤としたものから、組織対組織の関係において行われる共同研究へと、さらに高いレベルでの組織によるマネジメントが求められている。

### 3. 大学における営業秘密等保持の特殊性

前段で示したように大学をめぐる環境は大きく変化し、そのなかで共同研究等の産学連携において、組織全体によるマネジメントが求められている。この発揮すべきマネジメントには営業秘密等の保持も当然含まれる。一方、大学には営業秘密等保持を遂行するにあたって考慮すべき特殊事情がある。以下に考慮すべき特殊性について述べる。

#### (1) 研究成果の公開の要請

大学において行われる研究の成果は、その公共性から公開が原則とされている。公開・発表が積極的になされることで、学術の振興と普及、学術の国際交流に寄与し、人類全体の発展に資すると考えられている<sup>(4)</sup>からである。一方、商品化を前提に研究開発を行う企業にとっては、開発段階にある内容が外部に漏洩しないようにしたいというのは当然の要請といえる。したがって、研究成果の一部を活用した共同研究開発に関する情報のうち、どこまでをいつまで秘密情報とするかについては常に企業と研究者の間での議論の対象となる。

研究成果の公開の要請は、単に大学における研究の公共性だけによるものではない。研究成果の公開は、研究者にとっての意義も大きい。公開された研究成果こそが実績として評価され、次の研究を継続するうえでの環境や待遇の獲得につながる。研究の継続のためにも研究費の継続が必要である。公的な研究費の獲得においても、また将来の潜在的な企業等の共同研究パートナーを獲得するという意味でも、過去の研究成果の公開が前提であり、研究成果の公開・非公開は研究者にとって死活問題へとつながる。

このように、営業秘密等の保持に関する調整を図る際には、大学における研究成果の公開の要請について配慮が必要となる。

#### (2) ステークホルダーの多様性

大学における営業秘密等保持を難しくしているの

は何といてもその関係者の多様性にある。「多様性」としているのは、単に秘密情報に接しうる人間が多いということではなく、多様な法律関係にある複数の人間が当該情報に多様なかわり方をするとということである。

以下に、産学連携の場で最も一般的な、共同研究等を行う大学と企業との関係において具体的に整理する。これらの関係の概略を図1に示す。

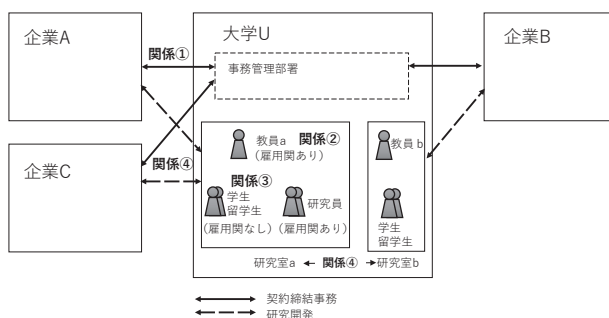


図1 共同研究等における多様な関係

まず、共同研究契約を締結する①「企業と大学」の関係がある。これは複数の主体間で契約締結されることも稀にあるが多くは1対1の契約によって行われる。次に、共同研究を実際に行う②「教員等と大学」との関係がある。教員等とは、教員のほか研究員として雇用されている者、事務職員、技術職員などを含む。教員等と大学の両者の関係は雇用関係である。また、研究員や研究補助者の一部（大学では「RA (リサーチアシスタント)」等の肩書きを与えられる)は教員等と同様に大学と雇用関係を結ぶことがある。

法人である組織とその構成員との関係では、通常、組織に指揮する権限があり構成員にはそれに従う義務があるが、大学の場合はそう単純ではないことが指摘される。研究を行う個々の教員等には研究の自由が認められ、研究に関して教員等の意思が尊重される。実際の共同研究の現場では、主として企業と研究内容の調整を行うのは教員等であって、法人である大学は契約及び研究遂行の補助的役割を担っているに過ぎないことが多い。ただ、この点に関しては、企業と大学の組織対組織の関係を基点とする議論がある<sup>(3)</sup>ことは前述のとおりである。

さらに、大学内で研究に関与する学生等と大学との関係(③「学生等と大学」の関係)がある。特

に、学生に対しては大学と雇用関係にないことから、企業との契約等により大学が負う義務をどこまで学生に対して及ぼすことができるか、その根拠を何に求めるかが課題となる。また、学生及び研究員等には外国からの留学生や研究生、研究者の招聘が含まれる。この場合、営業秘密等のなかの技術輸出を規制されている技術情報の取り扱いに関する配慮も求められることとなる。

また、④「複数企業と大学」の関係がある。一つの研究室が同じ業界に属する複数の企業と別々の共同研究契約等を結ぶことが多々ある。同様に、同じ大学の別の研究室が同じ業界に属する類似した技術に関する共同研究等を別々に行うこともある。これは、それぞれの法的関係は独立しているが、営業秘密等に関する情報の混入（コンタミネーション）防止に配慮する必要がある。

#### 4. 法的解釈と実務上の問題点

前段に述べた多様な関係を前提に、それぞれの関係において営業秘密等の保持に関して、主として営業秘密等の特定と義務の明確化の観点から、どのような実務上の課題があるかについて整理することとする。

##### (1) 「企業と大学」の関係

共同研究等を行う際には企業と大学間で契約書を取り交わすことが一般的である。営業秘密等保持については、通常、契約上に何らかの規定が設けられている。しかし、当該契約条項が具体的に個々の研究内容や大学の研究成果公開の社会的要請とのバランスに配慮した内容となっているか注意を要する。多くの大学では共同研究に関する契約書の雛型が準備され多くの契約がその雛型に基づいて締結される。

法人化前の国立大学は、共同研究契約締結に際して文部科学省が準備した契約雛型<sup>(5)</sup>を用いていた。これを見ると、秘密の保持に関しては「相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。」と定めてある。同時に、既保有情報、公知情報、第三者から適法に取得した情報、自己の責によらず公知となった情報、独自開発・取得情報、書面による事前合意情報を秘

密保持の対象の例外としている。しかし、実務的観点からは当該文言のままでは広範に秘密保持義務が発生し、大学研究者の研究の自由が過度に制約を受け、研究成果の公開の社会的要請と衝突する可能性がある。

企業が秘密としている固有の技術上、営業上の情報までを研究の自由や研究成果公開の社会的要請の名のもとに漏洩してしまうことは決して行われるべきではない。開示が許されるのは、確かに例外規定が定める大学固有の既保有情報及び独自開発・取得情報等の範囲である。しかし、大学内において行われる共同研究の現場では、長年にわたって積み重ねられてきた大学固有の研究成果と、共同研究する企業から持ち込まれた情報とが互いに組み合わされて研究が実施される。むしろ、組み合わせが行われてこそ新しいイノベーションが期待される。したがって、その区別は必ずしも容易ではないことがある。不正競争防止法第2条第1項第8号の定めにより図利加害目的がなくとも不正開示行為となり、8号から10号の定めにより開示を受けた者の故意または重大な過失による取得、使用、開示、製品等の譲渡、展示、輸出入、通信回線等による提供等が広く禁じられることとなる。したがって、「一切の情報」というように一律に広く秘密保持の網をかけ、研究成果公開を要請されている大学研究者に例外情報であることの証明義務を求めるのは実務的には多少過度な負荷を研究者に求めることになるのではないだろうか。

実際、大学ホームページ等に公開されている法人化後の契約雛型をみると、いくつかの大学の秘密保持条項では「提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報」及び「口頭で秘密である旨を明確にし、開示後30日以内に開示当事者が書面で相手方に対し通知した情報」を秘密情報として明確にし<sup>(6)</sup>、併せて従来同様に既保有情報、公知情報等の例外規定を設けている。このように、企業及び大学、大学研究者それぞれにとって、何が秘密情報であるかが明確にわかるような取り扱いが望ましい。なお、日常的に行われるようになった企業等との共同研究において、「秘密」等の表示や意識付けを習慣づけることは、営業秘密等に限らず大学における情報管理にも有効であろう。しかし、公開されている共同研究契約雛型の中には必ずしもそう